

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
IV－５－３－１ 最終指定親会社における自己資本の適切性（質） 最終指定親会社が、市場等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。このため、最終指定親会社は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。 IV－５－３－１－１ 取締役及び取締役会 （１）取締役は、最終指定親会社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。 （２）取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。 （３）取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。 （４）取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。 （新設）	IV－５－３－１ 最終指定親会社における自己資本の適切性（質） 最終指定親会社が、市場等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。このため、最終指定親会社は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。 IV－５－３－１－１ 取締役及び取締役会 （１）取締役は、最終指定親会社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。 （２）取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。 （３）取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。 （４）取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。 <u>（５）「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（以下「最終指定親会社告</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注) 委員会設置会社である最終指定親会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。 IV－5－3－1－2 自己資本の充実度の評価 (1) 最終指定親会社がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。 ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本	<u>示」という。) 第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、取締役及び取締役会は、資本計画の策定に当たり、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月)(以下「バーゼルⅢ」という。)及びバーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」(2011年7月)(以下これらの文書を含むバーゼル銀行監督委員会における合意を「バーゼル合意」と総称する。)に従い、平成28年以降に段階的に積立てが求められる資本バッファを十分に勘案しているか。</u> (注) 委員会設置会社である最終指定親会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。 IV－5－3－1－2 自己資本の充実度の評価 (1) 最終指定親会社がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。 ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
の目標を設定するためのプロセス ④ 最終指定親会社のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス (2) 最終指定親会社は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、<u>自己資本の質について分析を行っているか。特に、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(以下「最終指定親会社告示」という。)第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u> ① <u>自己資本の中で基本的項目(Tier I)が中心の資本構成となっているか。</u> ② <u>基本的項目(Tier I)の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(資本金及び資本剰余金のうち普通株式(普通株式転換権付優先株式を含む。)以外の株式に相当する金額を除く。)が基本的項目(Tier I)の主要な部分を占めているか。</u> ③ <u>連結自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本(海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乗せ</u>	の目標を設定するためのプロセス ④ 最終指定親会社のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス (2) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、<u>バーゼル合意の趣旨を踏まえて最終指定親会社告示により、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、当該最終指定親会社が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u> ① <u>普通株式等 Tier 1 資本は、普通株式に係る株主資本が中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通株式等 Tier 1 資本の主要な部分を占めているか。普通株式等 Tier 1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通株式等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。</u> ② <u>普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</u> ③ <u>普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を告示上の普通株式として発行する場合には、議</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>する特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目)に過度に依存することにより自己資本比率が低下するリスクが大きくなっていないか。</u> <u>④ 資本調達を行った最終指定親会社が、劣後特約付借入金等の貸し手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。</u>	<u>決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有し、告示に定める要件を全て満たすものとなっているか。</u> <u>④ 最終指定親会社がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該最終指定親会社の子会社等又は関連会社等が取得していないか。</u> <u>⑤ 資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれる場合には、現物出資財産の価額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。</u>
(3) 繰延税金資産 自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きいことは最終指定親会社の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。 ① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 ② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時に下記イ．～ヘ．の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。 イ．繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非	(3) 繰延税金資産 自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。 ① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 ② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時に下記イ．～ヘ．の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。 イ．繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
経常的な特別な原因を含む。)) 及び将来の課税所得の見積り期間 (X 年間)。 ロ. 過去 5 年間の課税所得 (繰越欠損金使用前の各年度の実績値)。 ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額 (X 年間の合計値)。 ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額 (X 年間の合計値)。 ホ. 調整前課税所得の見積り額 (X 年間の合計値)。 ヘ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。 a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。 b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。 (注) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」 (平成 11 年 11 月 9 日、日本公認会計士協会) (新設)	経常的な特別な原因を含む。)) 及び将来の課税所得の見積り期間 (X 年間)。 ロ. 過去 5 年間の課税所得 (繰越欠損金使用前の各年度の実績値)。 ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額 (X 年間の合計値)。 ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額 (X 年間の合計値)。 ホ. 調整前課税所得の見積り額 (X 年間の合計値)。 ヘ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。 a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。 b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。 (注) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」 (平成 11 年 11 月 9 日、日本公認会計士協会) (4) 最終指定親会社告示第 2 条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの連結自己資本規制比率を補完する指標であるレバレッジ比率 (以下「レバレッジ比率」) を四半期ごとに計算しているか。
IV-5-3-1-3 資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本として	IV-5-3-1-3 資本調達手段の <u>連結</u> 自己資本規制比率上の自己資本と

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
の適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示並びにバーゼル合意及び「<u>自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段</u>」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－１－３を参照するものとする。また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、Ⅳ－２－１（１）を参照するものとする。 Ⅳ－５－３－１－４ 連結自己資本規制比率の正確性（意図的保有・比例連結） （１）金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、 「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示第8条において、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「<u>控除項目</u>」として控除しなければならない場	しての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示並びにバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－１－３（（２－２）及び（３－２）を除く。）を参照するものとする。また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、Ⅳ－２－１（１）を参照するものとする。 Ⅳ－５－３－１－４ 連結自己資本規制比率の正確性（意図的保有・比例連結） （１）金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、 「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示において、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「<u>調整項目</u>」として控除しなければならない場合とし

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）を規定している。 この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２を参照するものとする。 （２）連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２（４）を参照するものとする。 Ⅳ－５－３－２－１ リスクアセットの計算方法 （１）資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。 （２）買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。 ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降１年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。 なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクア	て、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）を規定している。 この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２（（２－２）を除く）を参照するものとする。 （２）連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１－２－２（４）を参照するものとする。 Ⅳ－５－３－２－１ リスクアセットの計算方法 （１）資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。 （２）買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。 ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降１年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。 なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクア

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
セットの削減効果を認めない。 (3) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。 ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。 なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。 （注）当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のもので、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）。 (4) 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。 IV-5-3-2-2 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等	セットの削減効果を認めない。 (3) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。 ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。 なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。 （注）当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のもので、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）。 (4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。 IV-5-3-2-2 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
最終指定親会社告示第<u>3</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第 11 条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。 （以下略） IV－5－3－3 自己資本の充実の状況等の開示 （1）バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第<u>3</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。 （以下略）	最終指定親会社告示第<u>2</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第 11 条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。 （以下略） IV－5－3－3 自己資本の充実の状況等の開示 （1）バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第<u>2</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。 （以下略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅳ－５－４ リスク管理態勢 指定親会社グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（Ⅳ－２－３からⅣ－２－５まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。 ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みを整備している場合、当該枠組みにおいて海外拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、海外拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。 ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、海外拠点が担う役割や海外拠点に適用される管理枠組みは、海外拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。 ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、海外拠点等としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢を構築しているか。（継続的に赤字を計上するような体質の弱い海外拠点等はないか。） ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、指定親会社と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。	Ⅳ－５－４ リスク管理態勢 指定親会社グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（Ⅳ－２－３からⅣ－２－５まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。 ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みを整備している場合、当該枠組みにおいて海外拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、海外拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。 ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、海外拠点が担う役割や海外拠点に適用される管理枠組みは、海外拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。 ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、海外拠点等としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢を構築しているか。（継続的に赤字を計上するような体質の弱い海外拠点等はないか。） ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、指定親会社と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。 (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－２－５、Ⅲ－２－３－３を参照。 Ⅳ－５－４－１ 統合リスク管理態勢 最終指定親会社告示第<u>3</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本規制比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。 (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１及びⅢ－２－３を参照。 Ⅳ－５－４－２ 流動性リスク管理態勢 指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第<u>3</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。	⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。 (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－２－５、<u>Ⅲ－２－３－２－６</u>、Ⅲ－２－３－３を参照。 Ⅳ－５－４－１ 統合リスク管理態勢 最終指定親会社告示第<u>2</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本規制比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。 (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１及びⅢ－２－３を参照。 Ⅳ－５－４－２ 流動性リスク管理態勢 指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第<u>2</u>条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
① 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。 ② 海外拠点を含むグループ全体について、流動性の状況を的確に把握し、リスク管理部門と連携して適切に管理する態勢を整備しているか。たとえば、ストレス時に流動性が影響を受ける度合いを勘案し、資金調達コスト等を定量化した上で、予算プロセス、業績測定及び新商品の承認等に活用する態勢となっているか。 ③ 海外拠点を含むグループ全体の資産の状況（資産の構成・特徴・分散の状況を踏まえ必要な安定資金の調達額）、現時点の資金調達の状況（調達源の構成・特徴・分散の状況）及び追加的な資金調達能力（保有資産に対する担保の状況や中央銀行等に担保として受け入れられる可能性を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢となっているか。 ④ 資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、拠点毎の日中の流動性の状況及びリスクを適切に把握できる態勢となっているか。 ⑤ 指定親会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。 ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映	① 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。 ② 海外拠点を含むグループ全体について、流動性の状況を的確に把握し、リスク管理部門と連携して適切に管理する態勢を整備しているか。たとえば、ストレス時に流動性が影響を受ける度合いを勘案し、資金調達コスト等を定量化した上で、予算プロセス、業績測定及び新商品の承認等に活用する態勢となっているか。 ③ 海外拠点を含むグループ全体の資産の状況（資産の構成・特徴・分散の状況を踏まえ必要な安定資金の調達額）、現時点の資金調達の状況（調達源の構成・特徴・分散の状況）及び追加的な資金調達能力（保有資産に対する担保の状況や中央銀行等に担保として受け入れられる可能性を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢となっているか。 ④ 資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、拠点毎の日中の流動性の状況及びリスクを適切に把握できる態勢となっているか。 ⑤ 指定親会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。 ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。 ⑦ 指定親会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。 (新設) (注1) 指定親会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。 (注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－４及び金融検査マニュアルを参照。	したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。 ⑦ 指定親会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。 ⑧ <u>最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社において、取締役会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成27年又は平成30年から適用されることに向けた態勢の整備を検討しているか。</u> (注1) 指定親会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。 (注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－４及び金融検査マニュアルを参照。